

広島県教育委員会教育長告示第六号

学校教育法施行令（昭和二十八年政令第三百四十号）第三十四条第一項の規定によって、次のとおり指定技能教育施設の名称の変更の届出があった。

平成三十年六月二十八日

広島県教育委員会

教育長 平川理恵

一 指定技能教育施設の名称及び所在地

- 1 名称 KTC中央高等学院広島キャンパス
- 2 所在地 広島市中区橋本町三番一六号

二 変更内容

名称の変更前	名称の変更後
KTC中央高等学院広島キャンパス	KTCおおぞら高等学院広島キャンパス

三 変更年月日

平成三十年四月一日